

重要事項説明書

〔訪問介護サービス及び総合事業訪問型サービス〕

厚生省令第37号第8条及び厚生省令第35号第8条に基づき利用者（以下「甲」という）又は利用者の家族（「甲[〃]」という）に対し、当事業者（以下「乙」という）が提供する訪問介護サービス及び総合事業訪問型サービスの提供開始にあたり、説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	御殿場市萩原988-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	会長 三井 米木
電話番号	0550-70-6801

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション
指定番号	静岡県 2271200061
所在地	御殿場市萩原988-1
電話番号	0550-70-6806
通常の事業の実施地域	御殿場市内

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none">・甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、甲の生活の質の向上及び心身機能の維持並びに甲[〃]の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとします。・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的・一体的なサービスの提供に努めるものとします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・当事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。・甲の人格を尊重し、常に甲の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、甲及び甲[〃]のニーズを的確に捉え、個別にサービス計画を作成することにより、甲が必要とする適切なサービスを提供します。・甲又は甲[〃]に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。・適切な介護技術をもってサービスを提供します。・常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。・ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿った訪問サービスを提供します。

4 事業所の職員体制(令和8年6月1日現在)

管理者	1名
サービス提供責任者	職員(パート職員含む) 3名
訪問介護員等	常勤職員 2名 (サービス提供責任者含む) パートタイマー 4名
事務職員	1名

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日とします。 ただし、12月29日から翌年1月3日までの間休業とします。
営業時間	午前8時15分から午後5時00分 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。
サービス提供日	月曜日から日曜日までとします。

6 サービスの概要

訪問介護サービス

甲に対する具体的なサービスの実施内容・実施日・実施回数は、居宅サービス計画を踏まえて作成された訪問介護計画に定められます。

サービス区分と種類	サービスの内容	
訪問介護計画の作成	甲に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、甲の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。	
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓食、糖尿食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位交換	床ずれ予防のための体位交換を行います。
	移動移乗介助	室内への移動、車椅子への移乗等の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)を行います。 ・入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を含む)を行います。 ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要などきだけ介助)を行います。 ・移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る) ・車椅子での移乗介助を行って店に行き、甲が自ら品物を選べるよう援助します。 	

サービス区分と種類		サービスの内容
生活援助	買い物	甲の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	甲の一般的な調理、配下膳を行います。
	掃除	甲の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	甲の衣類等の洗濯を行います。 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに転倒予防等のための見守り・声かけを行います。

総合事業・訪問型サービス

総合事業訪問型サービスの実施頻度は、ケアプランにおいて以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、個別サービス計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	利用回数	要介護度	利用回数上限
I	週1回の利用	事業対象者	最大 週2回まで
II	週2回の利用	要支援1	
III	週3回以上の利用	要支援2	最大 週3回まで

※総合事業訪問型サービスは、自立支援の観点から甲ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

そのため、例えば甲が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、甲がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- ・甲に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、ケアプランがある場合にはそれを踏まえた個別サービス計画に定められます。ただし、甲の状態の変化、ケアプランに位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ・甲の体調の変化等により、サービス提供量が個別サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、ケアマネジメント事業者と調整の上、提供区分の変更、ケアプランの変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

加算関係

以下に該当する場合は、加算額を追加料金としてご負担いただきます。

・初回加算

新規に個別サービス計画を作成した甲に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合、又は他の訪問介護員などに同行訪問した場合に加算されます。

・緊急時訪問介護加算

甲や甲^〳からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

・介護職員等処遇改善加算（Iイ）

介護職員処遇改善相当分額が加算されます。

訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 医療行為
- ・ 金銭、預貯金通帳などの預かり
- ・ 甲の同居家族に対するサービス
- ・ 甲の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除・庭掃除・ペットの世話等）
- ・ 甲の不在時のサービス
- ・ 甲の居宅での飲食・喫煙・飲酒
- ・ 甲又は甲〱に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為
- ・ その他、介護保険法で認められていない行為

7 サービス利用料金

訪問介護サービス料金（要介護1～5）

厚生労働省介護報酬告示上の額であり（別紙）、介護保険の適用を受ける場合原則として、公的に定められた割合の利用料を負担いただきます。償還払いの場合は、10割の利用料をお支払いいただきます。

総合事業訪問型サービス料金（事業対象者・要支援1～2）

厚生労働省介護報酬告示上の額であり（別紙）、ケアプランにおいて位置づけられた支給区分によって定められた1ヶ月ごとの定額料金の内、公的に定められた割合の利用料を負担いただきます。償還払いの場合は、10割の利用料をお支払いいただきます。

8 第三者評価の実施状況

実施の有無	無	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

9 利用の中止・終了・変更・追加

- ・ 訪問介護員が稼働している時、甲又は甲〱の常識を逸脱した範疇の飲酒及び言動等を迷惑行為と判断した場合、管理者に連絡し稼働を中止する場合があります。

その後の稼働時においても迷惑行為が改善されない場合、甲又は甲〱と乙の協議により契約を終了させていただく場合があります。

- ・ 甲の都合により、サービスの利用を中止又は変更する場合、サービス利用予定日の前日午後5時00分までに事業者申し出てください。
- ・ 甲又は甲〱から利用予定日の前日午後5時00分までに申し出がなく、当日に利用中止をされた場合、取消料として次に定める料金をお支払いいただく場合があります。ただし、甲の体調の急変、急な入院等やむを得ないと乙が認めた場合はこの限りではありません。

利用予定前日午後5時00分までに申し出があった場合	無料
---------------------------	----

利用予定前日午後5時00分までに申し出がなかった場合	1提供につき1,000円
----------------------------	--------------

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を甲に提示して協議します。

10 虐待の防止に関する措置

- (1) 本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
 - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (イ) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (ウ) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (エ) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当を配置します。

11 身体拘束等の禁止及び身体拘束等を行う場合の取り扱い。

本事業所は、サービス提供にあたり、お客様又は他のお客様の生命又は身体を保護するため緊急、やむ得ない場合を除き、身体拘束その他お客様の行動を制限する行為は行わないものとします。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する本サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメント対策

本事業所は、適切な本サービスの提供を確保する観点から現場において行われる性的な言動または優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境ががいされることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

14 苦情申立窓口

相 談 窓 口	(訪問介護)		
	ご利用時間	平日	午前8:15～午後5:00
		土日	午前8:15～午後5:00
	ご利用方法	電話	0550-70-6806
		面接	訪問介護担当 奥野 雅子
		(社会福祉協議会)	
ご利用時間	平日	午前8:30～午後5:15	
ご利用方法	電話	0550-70-6801	
	面接	御殿場市社会福祉協議会相談員	

御殿場市役所 長寿福祉課	ご利用時間 ご利用方法	平日 電話 面接	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15 0 5 5 0 - 8 2 - 4 1 3 4 長寿福祉課
静岡県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 ご利用方法	平日 電話 面接 文書	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0 苦情申し立て窓口 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 3 4 号

15 緊急時の対応方法

<ul style="list-style-type: none"> ・甲の主治医に連絡を取り、指示に従います。 ・緊急連絡先に連絡いたします。 		
主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名・関係	()
	住所	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

16 事故発生時の対応

<p>速やかに市町村、甲[〃]等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 社協の保険（総合保障タイプ）に加入し対応します。</p>
--

<以下余白>

令和 年 月 日

本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けたうえで、訪問介護サービス及び総合事業訪問型サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者

住所 御殿場市 _____

氏名 _____ 印

(甲^〳) 利用者の家族

住所 御殿場市 _____

氏名 _____ 印

当事業者は、甲に対する訪問介護サービス及び総合事業訪問型サービスの提供に当たり、甲又は甲^〳に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(乙) 御殿場市萩原988-1

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会

ホームヘルパーステーション

氏名 _____ 印

1. 訪問介護サービス(要介護1～5)

サービス利用料の目安 (厚生労働省が定める介護サービス利用料の抜粋)

サービス体制		単位数	利用料(1割)	利用料(2割)	利用料(3割)
身体 介護	20分未満	179 単位/回	183 円/回	366 円/回	549 円/回
	20分以上30分未満	268 単位/回	274 円/回	547 円/回	821 円/回
	以後	介護給付費単位数サービスコード表によります。			
	◎引き続き生活援助が必要な場合				
	身体 30 分＋ 生活 20 分～45 分未満	340 単位/回	348 円/回	695 円/回	1,042 円 / 回
	身体 30 分＋ 生活 45 分～70 分未満	411 単位/回	420 円/回	840 円/回	1,259 円/回
	身体 30 分＋ 生活 70 分～90 分未満	483 単位/回	494 円/回	987 円/回	1,480 円/回
生活 援助	20分以上45分未満	197 単位/回	202 円/回	403 円/回	604 円/回
	45分以上70分未満	242 単位/回	248 円/回	495 円/回	742 円/回
加算 等	初回加算(1月につき)	200 単位/月	204 円/月	408 円/回	613 円/回
	緊急時訪問介護加算	100 単位/回	102 円/回	204 円/回	306 円/回
	2人でのサービスの場合	基本料金の 200%となります。			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定の単位数にサービス別加算率(27.0%)を乗じた単位数			

※御殿場市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数に10.21円を乗じた金額が料金となります。

※上記金額は、1回あたりの目安を表示したもので、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

◎基本料金に対して以下の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料に割増料金が加算されます。

- ・ 早朝(午前6時から午前8時まで) 25%
- ・ 夜間(午後6時から午後10時まで) 25%
- ・ 深夜(午後10時から午前6時まで) 50%

◎上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

2. 総合事業訪問型サービス(要支援 1～2・事業対象者)

サービス利用料の目安 (厚生労働省が定める介護サービス利用料の抜粋)

サービス体制		単位数	利用料(1割)	利用料(2割)	利用料(3割)
(Ⅰ)週1回の利用		1,176 単位/月	1,201 円/月	2,401 円/月	3,602 円/月
(Ⅱ)週2回の利用		2,349 単位/月	2,398 円/月	4,797 円/月	7,195 円/月
(Ⅲ)週3回以上の利用		3,727 単位/月	3,805 円/月	7,611 円/月	11,416 円/月
加算	初回加算(1月につき)	200 単位/月	204 円/月	408 円/月	612 円/月
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	所定の単位数にサービス別加算率(27.0%)を乗じた単位数			

※御殿場市は地域区分が「7級地」であるため、上記単位数に 10.21 円を乗じた金額が料金となります。

※上記金額は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

◎総合事業サービス利用の場合、利用回数上限が設定されます。

事業対象者	最大 週2回まで
要支援1	
要支援2	最大 週3回まで

※実際の利用回数は、ケアマネジメントで必要と認められた回数になります。

◎体調不良や状態の改善等により、ケアプランに定めた期日よりも利用が少ない場合、又はケアプランに定めた期日よりも多い場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ①月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ②月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

◎甲がまだ介護度認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

また、個別サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◎介護報酬改定にともない、給付額、サービス提供時間に変更があった場合、変更された給付額、サービス提供時間に合わせて、甲の負担額が変更になります。